

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答(案)
1	実施方針(案)	1	第1	3					維持管理業務の範囲	ポートアイランド第1及び第2ポンプ場は将来的に撤去する可能性があるとのことですが、実際に撤去となった際について、維持管理業務に係る契約金額は減額となるのでしょうか。	維持管理業務の期間中に本事業の対象施設を撤去することになった場合、維持管理業務に係る契約金額は、撤去対象施設に係る委託料や残りの事業期間、撤去後の維持管理業務内容に応じて変更となる可能性があります。
2	実施方針(案)	2	第1	7					設計・施工期間	事業者提案により、設計・施工期間を短縮することができるとありますが、総合評価における非価格点において加点評価されるのでしょうか。	設計・施工期間が短縮されたことに対する加算評価は行わないことを予定しています。詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針(案)	2	第1	8					事業者への支払い	事業者提案により設計・施工期間が短縮された場合は、短縮に応じて出来高支払いも変更になるという理解で宜しいのでしょうか。	契約締結時に設定する支払限度額に応じて支払います。
4	実施方針(案)	3	第1	8	(2)	表			定期修繕(レベル3)	各種設備の性能及び機能を確保するために、定期修繕計画に則り、計画的に行う修繕は事業者が行うこととなっていますが、事業期間内に目標耐用年数が経過する設備(計装設備等)の更新は、神戸市様にて行うとの解釈でよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)第5 5(7)ア及びウを参照ください。
5	実施方針(案)	3	第1	8	(2)	表			維持管理業務	既存設備の定期修繕・突発的な修繕は貴市対応となっております。本事業で改築・更新を行わない既存設備の砂ろ過棟、汚泥圧送棟の躯体・設備に関しては事業期間中の定修・突発対応は貴市にて実施いただくものと考えますが宜しいのでしょうか。	要求水準書(案)のとおり、砂ろ過棟、汚泥圧送棟における躯体と事業者が改築更新しない設備は委託レベル2です。
6	実施方針(案)	4	第1	9					提案における上限額	提案における上限額を設定されるとのことですが、技術提案書と共に提出する見積書及び再見積書が上限額を超過した場合は、当該技術提案書は評価の対象外となるのでしょうか。また、上限額を超える見積書及び再見積書を提出した事業者は、失格となるのでしょうか。	本事業費は設定する上限額に収まるものと考えますが、事業者から提出された見積書及び再見積書が上限額を超過している場合でも、評価の対象外とはなりません。また、失格にもなりません。ただし、見積書に関してヒアリングを実施する場合があります。
7	実施方針(案)	4	第1	9					提案における上限額	入札公告時に示される上限額は、設計・建設費と維持管理費の各々で設定されるのでしょうか。また、各々に対して設定される場合、事業者の見積金額・再見積金額または入札金額は、設計・建設費と維持管理費の各々の上限額をどちらか一方が超過しても失格扱いとなるのでしょうか。それとも、設計・建設費及び維持管理費の合計の上限値に事業者の見積金額・再見積金額、あるいは入札金額が収まっていれば、設計・建設費と維持管理費のいずれか一方が上限額を超過しても失格扱いにはならないのでしょうか。	入札公告時に示します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
8	実施方針（案）	4	第1	9					提案における上限額	資格審査書類を提出した後、見積業務の中で限度額を超える見積額となってしまう等、その他事情を含む事業者側で入札参加を断念せざるを得なくなった場合、「辞退」は可能でしょうか。また、辞退の可能期間を明示ください。	辞退は可能です。詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針（案）	4	第1	9					提案における上限額	上限額の設定・算定方法を明示頂けますでしょうか。また、見積金額が当該上限額を上回った場合は、提案書は評価されず失格となるとの理解で良いでしょうか。	上限額の設定・算定方法は非公表です。見積金額についてはNo6の回答を参照ください。
10	実施方針（案）	5	第2	1					基本的な考え方	「～総合評価一般競争入札における優れた技術提案に基づき予定価格を定める技術提案型を採用する～」とありますが、技術提案書と共に提出する見積書（再見積書）の位置づけについてご教えてください。予定価格を設定するための見積金額との理解で宜しいでしょうか。	見積書（再見積書）は予定価格の算定に用いる予定です。
11	実施方針（案）	6	第2	2					選定の手順及びスケジュール	維持管理契約の締結が令和5年2月下旬となっておりますが、実際の維持管理業務委託は令和11年4月からとなります。詳細設計が完了しなければ維持管理業務の詳細が確定されませんが、維持管理業務委託契約は令和5年度段階で締結する必要がありますでしょうか。	本事業は設計・施工業務、維持管理業務を一括して提案を求めたうえで、事業者を選定して契約するものであり、基本契約、工事請負契約、維持管理業務委託契約は不可分一体の契約です。そのため、同時期に契約することとしています。
12	実施方針（案）	9	第3	2	(6)				共通の入札参加資格要件	「この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。」とありますが、具体的にどのような場合に無効となるのかご教示頂きますようお願いいたします。例えばA社を代表企業とする入札グループの中に、構成企業としてA社の100%子会社が含まれていたとしても、A社を代表企業とする入札グループのした入札が無効になることはないかと理解して宜しいでしょうか。	該当箇所を一部修正します。詳細については、実施方針（案）に関する質問・意見の回答に対する補足資料をご確認ください。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。そのうえで、質問の場合において、入札無効とはなりません。
13	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	ア			設計業務の実施を担う者の要件	建設JV構成員の1企業が、複数の工種についての設計業務を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	設計業務の実施を担う者の要件を満たしていれば、実施方針（案）第3-3(1)ウ(7)bに示す各工事の設計について、1企業が複数を行うことは可能です。
14	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	ア	(イ)		参加資格要件	「1企業で参加資格要件を満たす複数の役割を果たすことを妨げない。」とは、どういう意味でしょうか。	建設JV構成員の1企業が、該当する設計・施工業務の実施を担う者の要件を満たす場合、実施方針（案）第3-3(1)ウ(7)bに示す各工事の設計及び施工業務を複数担当することを妨げません。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所							質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
			第3	3	(1)	イ						
15	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ				設計業務の実施を担う者の要件	本事業の設計業務の実施を担う者が、本事業以外で設計業務の実施を担っていても（設計業務に関して本事業と本事業以外で兼務することは）問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(b)	設計業務を行う技術者	建築設計以外の各設計を行う各構成員又は単独企業は、①技術士②RCCM③外国資格を有する技術者が国土交通省認定等を受けているもの、が在籍していること。また、各設計業務の担当技術者として配置できること、との記載がありますが、有資格者が企業に在籍していれば良く、本業務に配置する設計業務の担当技術者は、有資格者で無くても良いでしょうか？	設計業務において、担当技術者の要件を不要としない（建築設計を除く）。ただし、設計主任技術者を配置することを求めます。これについて、一部実施方針（案）を修正します。詳細については、実施方針（案）に関する質問・意見の回答に対する補足資料をご確認ください。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。
17	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(b)	設計業務を行う技術者	ウ（ア）bに示す各工事の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない、との記載がありますが、ウ（ア）bは監理技術者/主任技術者に関する記述と認識します。担当技術者が他の工事の設計を兼務することが出来ないとは、どの様な理解でしょうか？	No. 16の回答を参照ください。
18	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(b)	設計業務の実施を担う者の要件	ウ（ア）bに示す各工事のうち、1工事の設計業務を建設JV構成員で分担して行う場合の要件はありますでしょうか。例えば、土木工事の設計業務を建設JV構成員である2社（1社は土木・建築工事担当企業、もう1社は機械設備工事担当企業）で分担して行う場合を想定しています。	本工事に関する設計とは、実施方針（案）第3 3（1）ウ（ア）b に示す工事単位の設計を指しています。各工事の設計に複数の管理技術者及び設計主任技術者を立てることは想定していません。
19	実施方針（案）	10 12	第3 第3	3 3	(1) (1)	イ イ	(ア) (ウ)	a a	(b) (c)	建築設計以外の担当技術者の兼務	「各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない」とありますが、ここでいう「他の工事」とは「別途発注工事」ではなく、本発注工事内における「他の工事（土木、建築、機械、電気）」という認識でよろしいでしょうか。その場合、本工事は複合構造物があり、土木・建築を一体として検討する必要があるため、土木と建築に関しては兼務を認めていただきたいと思います。兼務する場合の資格要件としては建築確認申請を提出する必要があるため、建築の要件を満足することとしていただきたくお願い致します。	担当技術者については、No. 16の回答を参照ください。「他の工事」の認識は、ご理解のとおりです。
20	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(c)	設計技術者の配置の数	各設計を担う構成員/単独企業は、管理技術者・照査技術者を配置すること、管理技術者は担当技術者を兼務できるが、照査技術者は兼務することはできない、との記載がありますので、最小で2名の配置との理解でよろしいでしょうか？	No. 16の回答を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所							質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
			第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(c)			
21	実施方針（案）	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	a	(c)	設計技術者の資格	第3-3-3-(1)-ア-a-(b)-①～③にて記載の資格は、担当技術者が保有していれば良く、管理技術者、照査技術者は資格保有者で無くても良いとの理解でよろしいでしょうか？	No.16の回答を参照ください。 なお、管理技術者及び照査技術者についても資格要件を設けています。
22	実施方針(案)	12	第3	3	(1)	イ	(ウ)			一部	ここでいう一部とは、各工種の設計業務（土木設計・建築設計・機械設計・電気設計）のうち、例えば建築設計業務一式を委託する場合、それは全体の設計業務に対して「一部に当たる」ことを指していると理解します。建築設計業務は自社で行い（技術者の配置も含む）、当該設計業務の中の一部計算や作業等を下請けとして外部委託することは、ここでいう「一部」には当たらないと理解します。解釈に誤りがないかご教示ください。	実施方針（案）第3-3-(1)ウ(ア)bに示す各工種の設計の全部又は主たる部分について委託する場合、一部を委託するとみなします。例えば、業務の全部又は主たる部分に該当しない計算や作業等を委託する場合は、一部を委託する場合にはあたらないとみなします。
23	実施方針(案)	12	第3	3	(1)	イ	(ウ)			委託	ここでいう委託とは、建設JVの構成員または単独企業がP.10「イ 設計業務の実施を担う者の要件」を満たす担当技術者、管理技術者、照査技術者を配置したうえで、設計業務の一部を設計会社へ発注する場合は、委託にあたらぬと考えて宜しいでしょうか。	No22の回答を参照してください。
24	実施方針（案）	12	第3	3	(1)	イ	(ウ)	a		建築設計の扱い	「上記（ア）a(b)①から③で定める者を設計業務の管理技術者として配置すること。」とありますが、これは建築設計以外の記載となっています。建築設計は対象外という認識で宜しいでしょうか。	建築設計においても、実施方針（案）第3-3-(1)イ（ア）a(b)①から③で定める者を設計業務の管理技術者として配置することを求めます。
25	実施方針（案）	12	第3	3	(1)	イ	(ウ)	a		設計の一部委託先における要件について	一般的に設計業務に関しては建設業務担当企業（JV含む）が土木・建築・機械・電気全ての設計を行います。その際、各工種の設計は各工事の中でも多岐にわたるため、建設業務担当企業は計画を行い、各作業は協力会社へ委託します。照査、とりまとめを行うのは建設業務担当企業であり、当該企業より成果を提出します。このような委託先には本項目の要件は求められない（該当しない）ものと考えて宜しいでしょうか。 仕様書発注時においてコンサルタント会社が設計業務を受託された場合でも、同様の業務フローであると考えます。	No22の回答を参照してください。
26	実施方針（案）	12	第3	3	(1)	ウ	(ア)	b		監理技術者・主任技術者の専任	各工事を担当する建設JV構成員は、当該工事期間中に監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること、との記載がありますが、通常のプラント工事同様、専任での配置は現場稼働期間であり、機器製作期間は専任での配置は不要との解釈でよろしいでしょうか？	プラント設備工事についてはご理解のとおりです。ただし、専任を要しない期間については、契約後、本市監督員と協議を行い決定します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答(案)	
27	実施方針(案)	12	第3	3	(1)	ウ	(ア)	b	監視技術者又は主任技術者、担当技術者の要件	「土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する建設JV構成員は当該工事期間中に監視技術者又は主任技術者を専任配置すること。また、建設JV構成員1社が上記の複数の工事を担当する場合は、担当工事に係る配置技術者を専任すること。」とありますが、ここで記載されている技術者の要件には工事経験実績は求められないとの理解で宜しいでしょうか。	技術者の要件に工事実績は求めません。	
28	実施方針(案)	14	第3	3	(1)	ウ	(エ)	c	(a)~(c)	電気工事の参加資格	「自社で製作した」の定義としては、通常の神戸市一般競争入札の参加要件同様に、「自社にて設計・製作・社内試験を一貫して行ったもの」との解釈で宜しいでしょうか？	「自社で製作した」とは、本市一般競争入札の参加要件と同様に、自社にて設計・品質管理・試運転・調整を一貫して行ったことをいいます。
29	実施方針(案)	14	第3	3	(1)	ウ	(エ)	c	電気工事の参加資格	電気工事において、(a)高圧受変電設備、(b)動力負荷設備、(c)中央監視設備の全ての設備を元請として平成18年度以降に完成させた施工実績を求められますが、(a)~(c)の設備は、複数工事での施工実績でもよろしいでしょうか？1件の工事にて全てが対象となる必要があるのでしょうか？	複数工事での施工実績で問題ありません。	
30	実施方針(案)	14	第3	3	(1)	ウ	(エ)	c	電気工事の参加資格	(a)高圧受変電設備 (b)動力負荷設備 (c)中央監視設備の施工実績において、補修工事及び現在施行中の工事に係るものを除くとの記載がありますが、対象工事において、(a)~(c)のいずれかの設備における機能増設は、施工実績として認めて頂けるでしょうか？	機能増設は施工実績として認められません。	
31	実施方針(案)	15	第2	3	(2)	イ	(7)		SPCを設立しない場合のJV構成員	建設JV構成員のいずれかを含めた維持管理JVを結成することとありますが、当該建設JV構成員の100%子会社は建設JVの構成員であると認められますでしょうか。(子会社が維持管理JVに参画することで、建設JV構成員に替えられますでしょうか)	認められません。	
32	実施方針(案)	別紙2							リスク分担	段階【維持管理】のユーティリティ・薬品等について、電気・ガス・燃料などの供給停止に関するリスク、使用量の変動リスクに関するリスクについて、分担表に記載がありますが、供給価格変動に関するリスクについては、神戸市様の所掌との理解でよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。	
33	実施方針(案)		別紙2	No. 11					リスク分担 環境問題	「事業者が行う業務(設計、施工、維持管理等)に起因する環境の悪化」は事業者の負担となっていますが、貴市の要求に基づいた事業者の提案、業務に起因するものは貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	発生した事象を把握したうえで、適切な負担者を決定します。	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
34	実施方針(案)		別紙2	No. 74					リスク分担 維持管理	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水量となった場合、放流水等により生じるリスクは市の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については入札公告時に示します。
35	実施方針(案)		別紙2	No. 9、10					リスク分担 住民対応	住民反対運動等への対応の結果、要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	発生した事象を把握したうえで、適切な負担者を決定します。